

平成 21 年度事業報告書

第 1 概況

本会は、労働安全衛生法第 87 条に基づき設置された労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントに係る全国唯一の団体であり、昭和 58 年 4 月設立以来、組織の整備と労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント業務の進歩改善に努め、発展を遂げてきた。

会員数は、設立当初の 964 人に比べ次表のとおり、約 2.8 倍となった。しかしながら、ここ数年入会者数の伸びが鈍化傾向にあり、財政基盤の確立とともに会員加入促進に積極的に取組むことが不可欠である。また、日進月歩の産業技術の進歩に対応した労働安全・衛生を確保するための労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント業務を適確に推進するための生涯研修は不可欠である。

さらに、公益法人をめぐる状況は大きく変化しており、本会は、引き続き社団法人の名称の使用は許されているもの、平成 20 年 12 月 1 日から施行された公益法人改革 3 法により、法令の上では特例民法法人に位置付けられており、早い機会に新しい法令に合致した法人に移行しなければならない。

このような状況に鑑み、平成 21 年度は、次の事項を重点として事業を推進した。

- 1 財政基盤の確立
- 2 地方組織の充実活性化を図る
- 3 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント生涯研修制度の更なる推進
- 4 公益法人改革への移行準備
- 5 労働安全衛生マネジメントに係るコンサルタント活動の促進
- 6 研修、情報・資料提供等の充実

区分	正会員				準会員			合計	賛助会員
	共有	安全	衛生	計	安全	衛生	計		
昭和 59 年末	18	249	553	820	41	103	144	964	14
平成 20 年 3 月末	116	1,088	1,434	2,638	33	36	69	2,777	31
平成 21 年 3 月末	119	1,070	1,436	2,625	29	38	67	2,692	31
平成 22 年 3 月末	121	1,070	1,444	2,635	28	38	66	2,701	29

第 2 事業の概要

1 会員加入の促進

(1) 支部及び本部を通じ第 36 回（平成 20 年度）試験合格者 372 名（安全 226 名、労働衛生 146 名）に対し、入会勧奨を積極的に行うとともに、未入会者の入会促進を図っている。

平成 22 年 3 月 31 日現在会員数

総会員数	共有会員	安全正会員	衛生正会員	安全準会員	衛生準会員
2,701	121	1,070	1,444	28	38

平成 21 年 4 月 1 日からの会員数の増減

入会者数 : 126 人 - 退会者数 : 117 人 = 会員数の増加 : 9 人

- (2) 第 2 種賛助会員の入会勧奨用リーフレットを作成した。同リーフレットを活用して積極的に勧奨することとしている。

2 生涯研修制度の推進

「新生涯研修の手引き」の円滑な推進を図り、生涯研修制度登録者の増加を図ることとしている。特にブロック又は支部主催による地域の実情に即した研修会の開催を勧奨することとしている。

しかし、本制度が発足してから 5 年が経過し、本制度発足当初に生涯研修開始登録をしたにもかかわらず、登録後 5 年間に所定の C P D 時間を達成しなかった者、250 C P D 時間は達成したにもかかわらず、所定の期間内に生涯研修認定・称号使用許可の申請をしなかった者が多く、平成 22 年 3 月 31 日現在の有効な生涯研修登録者は次のとおりである

生涯研修登録者数 687 人（共有 66 人、安全 391 人、衛生 230 人）

称号使用許可数 359 人（共有 49 人、安全 205 人、衛生 105 人）

3 研修等の充実

今年度に実施した研修等は次のとおりである【() は前年度の参加者数】。

(1) 労働安全コンサルタント受験準備講習会

平成 21 年 6 月 16~17 日 東京 参加者 76 人 (104 人)

(2) 労働衛生工学基礎研修

平成 21 年 7 月 7 日 東京 参加者 50 人 (55 人)

(3) 労働衛生コンサルタント受験準備講習会

平成 21 年 7 月 8~9 日 東京 参加者 85 人 (85 人)

(4) リスクアセスメント研修会

平成 21 年 8 月 7 日 大阪 参加者 64 人 (73 人)

(5) 労働安全研修会

平成 21 年 8 月 8 日 大阪 参加者 161 人 (170 人)

(6) 労働衛生研修会

平成 21 年 8 月 9 日 大阪 参加者 130 人 (147 人)

(7) 登録時研修

平成 21 年 8 月 27 日 東京 参加者 78 人 (68 人)

(8) リスクアセスメント研修会

平成 21 年 9 月 4 日 東京 参加者 69 人 (67 人)

(9) 労働安全研修会

平成 21 年 9 月 5 日 東京 参加者 183 人 (184 人)

(10) 労働衛生研修会

平成 21 年 9 月 6 日 東京 参加者 185 人 (188 人)

(11) 登録時研修

平成 21 年 9 月 17 日 大阪 参加者 47 人 (34 人)

(12) システム監査員養成研修

平成 21 年 10 月 15~16 日 東京 参加者 25 人 (東京 58 人・大阪 25 人)

(13) 労働安全衛生マネジメント (担当者) 研修

平成 21 年 11 月 5~6 日 参加者 東京 14 人 (東京 26 人・大阪 21 人)

(14) 労働衛生コンサルタント (保健衛生) 口述試験準備講習会

平成 21 年 12 月 24 日 東京 129 人 (78 人)

(15) 労働安全コンサルタント (土木・建築) 口述試験準備講習会

平成 22 年 1 月 8 日 東京 24 人 (新規)

なお、平成 22 年 1~2 月に予定していた「保護具の使い方研修会」は都合により中止した。

4 情報・資料提供の充実

(1) 会報「安全衛生コンサルタント」の発行

第 29 卷 第 90 号 平成 21 年 4 月 20 日 3,150 部

第 91 号 平成 21 年 7 月 20 日 3,150 部

第 92 号 平成 21 年 10 月 20 日 3,150 部

第 30 卷 第 93 号 平成 22 年 1 月 20 日 3,150 部

(2) 「安全衛生通信」購読者への補助

中央労働災害防止協会発行の「安全衛生通信」の購読希望者に半額補助している。

(3) 「安衛コン資料」の発行

会員に技術情報等を提供するため、「安衛コン資料」を配布した。

(4) 平成 21 年度版「労働安全・労働衛生コンサルタント試験問題集」の発行

平成 21 年度版「労働安全・労働衛生コンサルタント試験問題集」を 5 月に発行した。

(5) その他資料の配布

「安全の指標」及び「労働衛生のしおり」を配布した。

5 地方組織の充実活性化

(1) 地方組織を通じての入会勧奨と生涯研修への参加奨励

地方組織を通じて、コンサルタント登録者に対し積極的に入会勧奨を行うこととしており、一部支部において積極的な勧奨が行われた。

また、会員に対し、生涯研修への参加を積極的に奨励した。

(2) 地方組織主催研修会開催の勧奨

地方組織主催による研修会開催を勧奨した。

また、地方組織における研修の充実強化を図るため、生涯研修制度講師謝金助成制度の活用を図った。

(3) ブロック会議の充実

例年通り、ブロック会議開催を勧奨し、会議内容の充実を努めた。

(4) 支部長会議の開催

第 18 回支部長会議 平成 21 年 11 月 19 日（木）に東京で開催した。

6 労働安全衛生コンサルタント制度の普及と労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント活用の促進

(1) 「第 15 回労働安全衛生コンサルタント制度推進月間」の実施

「第 15 回労働安全衛生コンサルタント制度推進月間」を全国的に展開し、第 11 次労働災害防止計画をベースとした労働安全・労働衛生コンサルタント活用の促進を図った。

また、前年度に引き続き、推進月間用のスローガンを会員から募集した。

(2) 労働安全衛生マネジメントシステムに係る労働安全・労働衛生コンサルタント活動の推進

「システム監査員登録制度」「システム評価員登録制度」を推進して、会員の OSHMS 構築指導又はシステム監査の活動を促進する。

(3) 優良安全衛生診断事例の募集

労働安全・労働衛生コンサルタント活用のメリットを一般に周知し、かつ、安全衛生診断のレベルの向上を図るため、前年度に引き続き、優良安全衛生診断事例を会員から募集した。

7 公益法人改革移行への対応

平成 20 年 12 月 1 日から施行された公益法人改革関連法令により、公益法人は、従来の主務官庁制・許可主義から、一般社団法人・一般財団法人は登記のみで設立でき（準則主義）、一般社団法人・一般財団法人のうち公益法人となることを希望する法人に対して、民間有識者による委員会の意見に基づき行政庁（内閣総理大臣・都道府県知事）が認定する制度に変更された。

本会のような従来の公益法人は、当面、特例民法法人として従来どおりの主務官庁の監督

を受けることとされているが、新法施行の昨年 12 月 1 日から 5 年以内に新法に従った法人への移行手続きを行うことが求められている。

また、昨年 5 月の総会において「当会は公益社団法人を目指す。」ことが決議された。

本会としては、新たな定款の整備、支部組織のあり方、公益目的事業比率等に留意した諸課題の検討と移行申請の準備を行う必要に迫られている。これらの移行準備の作業を行った。

なお、昨年 10 月 6 日に臨時理事会を開催して「役員選任規程の一部改正」の決定し、次期役員候補者の選考方法の一部を改めたこと、及び定款第 12 条の理事定数を「18 人以上 21 人以内」とする変更を次回総会に提案することが了承された。

また、同日開催された常任理事会では、改正後の役員選任規程に従って、次期役員候補者を選考するための役員候補者選考委員会の委員が決定された。

8 行政施策への協力等

(1) 「中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査普及促進事業」の推進（厚生労働省委託事業）

① 重篤な労働災害を発生させた事業場等に対する危険性又は有害性等の調査に係る安全衛生診断の実施

重篤な労働災害を発生させるなど労働災害防止を図るために総合的な改善措置を講ずる必要がある中小規模事業場等に対して、専門家による危険性又は有害性等の調査等に係る安全衛生診断を実施した。

(危険性又は有害性等の調査に係る安全衛生診断の詳細)

- | | |
|------------------------|----------|
| i リスクアセスメント診断（一般） | 411 事業場 |
| 内 高年齢労働者のチェックを含む | 101 事業場 |
| ii リスクアセスメント診断（労働衛生主眼） | 101 事業場 |
| iii 調査担当者養成研修 | 20 回（支部） |

(一昨年、全国 200 ケ所で開催した中小零細企業の担当者を対象とした「リスクアセスメント研修」と同様であるが、一昨年及び昨年実施できなかった対象に全国 20 ケ所に限り実施した。)

② 高年齢労働者の安全衛生対策の改善事例集の作成

①に基づき高年齢労働者が被災した労働災害を発生させた事業場等が実施した改善事例を収集し、改善事例集を作成した。

③ 「安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣表彰」に関する事業場等の調査

毎年 7 月に実施されている「安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣表彰」について、候補事業場等の安全衛生対策の取組等に係る調査を実施するととも

に、好事例をまとめた。

④ 都道府県支部へのコーディネーターの配置

昨年と同様に①の診断事業及び③の調査等をコーディネートする担当者（コーディネーター）を各支部に配置した。

(2) 「製造業（鉄鋼業）の元方事業者・関係請負人の混在作業における総合的安全管理の促進事業」（厚生労働省委託事業）

① 混在作業における総合的な安全管理マニュアルの作成

本部においてテキスト編集委員会を設置して、あらかじめ②の研修会用の受講者用・講師用テキストを作成し、当該テキストにより研修を実施して、その結果を踏まえてマニュアルを作成した。

② 鉄鋼業の元方事業者・関係請負人に対する研修会を開催

全国で 14 回開催した。受講者は、1 回あたり 50 人を目処としたが合計 1,000 人を超える参加者があった。

(3) 「安全衛生マネジメントシステムに関する ASEAN + 3 ダイアログ開催事業」（厚生労働省委託事業）の受託

労働安全衛生マネジメントシステムに関する強調的な取組みを促進するためのダイアログを開催することで、ASEAN 各国、日本、中国及び韓国において推進されている労働安全マネジメントシステムをはじめとする労働安全衛生についての共通の取組みにわが国の安全衛生に関する制度を反映させ、これらの国への進出企業における労働安全衛生対策を円滑にするとともに、わが国の安全衛生管理を基とした強調的な取組みの促進に資することを目的とした事業であるが、昨年 12 月に本会会員コンサルタントをマレーシアに派遣してダイアログ開催の準備を行い、本年 2 月に本会会員コンサルタント及び本会職員を派遣してダイアログを開催した。

(4) 「計画の届出免除事業者認定制度」等への積極的協力

「計画の届出免除事業者認定制度」等に関する行政施策への積極的協力により、コンサルタント活動の促進を図ることとしている。

(5) 「小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業」への協力

中央労働災害防止協会が実施している「小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業」に協力し、参加を希望する会員コンサルタントが名簿登載を受けて小規模事業場の安全衛生診断ができるよう援助することとしている。

(6) 都道府県産業保健推進センター及び地域産業保健センターへの協力

都道府県産業保健推進センター及び地域産業保健センターの活動に協力するとともに、こ

これらの活動を通じて労働衛生コンサルタント業務の拡大を図ることとしている。

(7) 労働災害防止団体等との連携の強化

労働災害防止団体等と連絡を密にし、連携を強化することとしている。

(8) 地方行政機関との連携の強化

支部を通じ都道府県労働局等地方行政機関との連携を密にし、労働安全・労働衛生コンサルタントの活用の促進を図ることとしている。

9 国際化への対応

海外派遣コンサルタントの登録を引き続き行い、JICAの労働安全衛生関係プロジェクト等に長期又は短期の専門家を派遣することとしている。

10 表彰等

平成21年度通常総会の際に、賞罰規程に基づく会長表彰等を実施した。

また、災害防止団体等へ表彰候補者を推薦した。

11 労働安全・労働衛生コンサルタントの登録事務の実施

前年度に引き続き、労働安全・労働衛生コンサルタントの登録事務を、適正、確実、かつ、公正に実施している。

新規登録 312件

変更・再交付 76件

12 理事会・委員会等の開催状況

平成21年4月14日 広報委員会

4月15日 業務委員会OSHMS小委員会

4月24日 常任理事会

5月27日 理事会・総会

7月14日 広報委員会

7月16日 研修委員会

10月6日 常任理事会・臨時理事会

10月9日 研修委員会

10月22日 広報委員会

11月19日 常任理事会・支部長会議

11月24日 業務委員会OSHMS小委員会

12月4日 研修委員会

平成22年1月21日 広報委員会

2月4日 総務委員会
3月2日 役員候補者選考委員会
3月5日 研修委員会
3月16日 常任理事会・理事会
3月25日 業務委員会 OSHMS 小委員会
(厚生労働省委託事業による委員会は省略)